

消費税 インボイス方式

■ 適格請求書保存（インボイス）方式 （令和5年10月1日から）

消費税が適格請求書保存方式（いわゆるインボイス方式）に変わるのは令和5年10月1日からですが、事前に適格請求書を発行できる事業者に登録する必要があります。

この登録申請書が令和3年10月1日から提出可能となりました。この登録申請書は電子申告でも提出できます。

	2019年 (令和元年) 10月	2023年 (令和5年) 10月	2026年 (令和8年) 10月	2029年 (令和11年) 10月
税率	8%	10% (軽減税率8%)		
税額控除の要件 請求書等様式	請求書等保存	区分記載請求書等保存	適格請求書等保存 (インボイス方式)	
免税業者等 からの仕入	全額控除		80%控除	50%控除 控除不可
適格請求書発行 事業者の登録		→ 2023年(令和5年)3月31日	2023年(令和5年)10月1日から 適格請求書発行事業者になるための 登録申請書の提出期限日	
		→ 2021年(令和3年)10月1日から	適格請求書発行事業者の登録開始	

■ 大きく変わること

▼ 仕入税額控除の要件が厳しくなります。

- ① 帳簿の保存
- ② 「適格請求書発行事業者（下記1）」が交付する「適格請求書（下記2）」の保存（例外あり）が要件となります。

▼ 適格請求書が無い場合（免税事業者の領収証など）の経過措置

仕入税額控除をできる金額に制限が設けられます。

- ① 令和8年9月までは 80%控除できます
- ② 令和11年9月までは 50%控除できます
- ③ 令和11年10月からは 控除できません

今まで110万円の仕入に対し仮払消費税等10万円という会計処理をしてきましたが、免税事業者への支払いは令和5年10月から令和8年9月までは8万円、令和11年9月までは5万円を控除できますが、それ以降は控除できなくなります。

▼ 適格請求書を発行しなくてもよい場合

ただし次の取引は、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます。（現状3万円未満は請求書等の保存を要しません）

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります）

▼ 適格請求書を保存しなくてもよい場合

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます。

ただし、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客運送

- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費宿泊費、日当通勤手当）

■ 請求書等の様式（それぞれの期間で、対象となる請求書の保存が必要となります）

	現状	2019年 (令和元年) 10月～	2023年 (令和5年) 10月～		適格簡易 請求書	
請求書の記載事項	請求書の様式				必要	
①発行者の氏名又は名称	現 行 の 請 求 書	区 分 記 載 請 求 書	(イ) 適格請求書 (ス)		○	
②取引年月日					○	
③取引内容					○	
④取引金額					○	
⑤書類の交付を受ける者の氏名又は名称						
⑥軽減税率対象品目である旨（*1）					○	
⑦税率区分ごとの合計請求額（*2） <適格請求書は税率も>					○	
⑧登録番号						○
⑨税率区分ごとの消費税額等						○ 消費税額or 適用税率

■ 請求書等の様式の比較

2019年(令和元年)10月1日～ 区分記載請求書等				2023年(令和5年)10月1日～ 適格請求書等			
請求書				請求書			
〇〇欄	御中	〇年〇月〇日		〇〇欄	御中	〇年〇月〇日	
ご請求額合計		10,900 円(税込)		ご請求額合計		10,900 円(税込)	
食料品	*	5,000 円		食料品	*	5,000 円	
雑貨		5,000		雑貨		5,000	
小計		10,000		小計		10,000	
消費税等		900		消費税等		900	
合計		10,900		合計		10,900	
* 軽減税率適用商品				* 軽減税率適用商品			
10%対象合計		5,500 円		10%対象合計		5,500 円	
8%対象合計		5,400		うち消費税等		500	
				8%対象合計		5,400	
				うち消費税等		400	
欄△△				欄△△		登録番号 T1234567890123	
* 上記は税込請求額を記入する場合の例				* 上記は税込請求額を記入する場合の例			

▼ 適格簡易請求書

小売業、飲食店業、タクシー等の不特定多数者に対して資産譲渡を行う事業については、適格請求書の記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができることになっています。

* 上記適格請求書の様式参照

■ 適格請求書発行事業者登録制度

▼ 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

▼ 消費税の課税事業者が登録を受けることができますので、免税事業者の場合、課税事業者を選択する必要があります。 ← 注意

▼ 登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録されると、国税庁ホームページにおいて公表されます。

また、税務署長は、登録を受けた事業者に対して登録番号を通知します。

登録番号は、法人番号を有する課税事業者であれば「T+法人番号」となり、それ以外の課税事業者であれば「T+13桁の数字」となります。

(芝事務所 樋口 太)